

Microsoft Copilot活用セミナー業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、Microsoft Copilot 活用セミナー業務委託（以下「本業務」という。）の受託候補者を、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するため、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名
Microsoft Copilot 活用セミナー業務委託
- (2) 業務内容
Microsoft Copilot 活用セミナー業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務期間
契約締結の日から令和 7 年 2 月 28 日まで
- (4) 提案上限額
2,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 本業務を確実に遂行するための実施体制を構築できること。
(2) 法人等の団体であること。（法人格の有無は問わない。）

※複数の団体が共同して応募する場合は、その中で代表団体を定め、共同事業体構成書【様式第 6 号】及び共同事業体連絡先一覧【様式第 7 号】を提出すること。（応募に関する責任、本業務に関して生じた責任は構成団体が連帯責任を負うことになります。）

※応募団体の構成員は、他の応募団体の構成員になることはできません。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、競争入札の参加を制限されていないこと。
(4) 地方自治法第 92 条の 2（議員の兼職禁止）、第 142 条（長の兼業禁止）（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項（委員の兼業禁止）の規定に抵触しないこと。
(5) 公募開始の日から契約締結日までの間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（手続開始決定後は除く。）でないこと。
(6) 市税（字部市）、法人税並びに消費税及び地方消費税について滞納していないこと。
(7) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
(8) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

4 実施スケジュール

(1) 実施スケジュール

項目	日程	備考
プロポーザル公募開始	令和6年7月12日（金）	市ウェブサイトに掲載
募集に関する質問受付期限	令和6年7月19日（金）	電子メールで受付
質問及び回答の公表	令和6年7月26日（金）	市ウェブサイト上で回答
参加申込書等の提出期限	令和6年8月2日（金）	必着（持参又は郵送）
企画提案書等の提出	令和6年8月9日（金）	必着（持参又は郵送）
選定結果の通知発送	令和6年8月下旬	
契約締結		

(2) 募集に関する質問の受付

- ア 提出期限 令和6年7月19日（金）午後5時
イ 提出方法 質問書【様式第8号】を電子メールで「8 担当部署」に提出すること。
なお、確認のため送信後に「8 担当部署」に電話連絡すること。
ウ 回答方法 回答は、令和6年7月26日（金）までに、すべての質問とその回答を
市ウェブサイトに掲載する。なお、質問した事業者名は公表しない。

(3) 参加申込書等の提出

- ア 提出期限 令和6年8月2日（金）午後5時
イ 提出方法 持参又は郵送。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。
郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。なお、確認のため、送付後
に「8 担当部署」に電話連絡すること。
ウ 提出先 「8 担当部署」に提出のこと。
エ 提出部数 各1部
オ 提出書類
- (ア) 参加申込書【様式第1号】
(イ) 事業者概要等整理表【様式第2号】
※共同事業体にあっては、構成員すべてのものを提出すること。
(ウ) 宇部市入札参加資格（物品・業務委託等）の登録がない者
※共同事業体にあっては、構成員すべてのものを提出すること。
① 登記記載事項証明書（法人）（発行から3か月以内のもの、写し可）
② 貸借対照表・損益計算書（直前期1事業年度分）の写し
③ 法人税並びに消費税及び地方消費税についての未納がないことの証明書（国
税通則法施行規則別紙第9号書式「その3」又は「その3の3」、発行から3
か月以内のもの：写し可）
④ 市税（宇部市）に滞納がないことの証明書（発行から3か月以内のもの：写
し可、市内に営業所等がなく、市税の納税義務がない者については添付不要。）
(エ) 複数の団体が共同して応募する場合
① 共同事業体構成書【様式第6号】
② 共同事業体連絡先一覧【様式第7号】

(4) 企画提案書等の提出

- ア 提出期限 令和6年8月9日（金）午後5時
- イ 提出方法 持参又は郵送。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。
郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。なお、確認のため、送付後に「8 担当部署」に電話連絡すること。
- ウ 提出先 「8 担当部署」に提出のこと。
- エ 提出部数 正本1部、副本5部（正本の写し）
※正本にカラー印刷を含む場合は、副本もカラーとすること。
- オ 提出書類 種類は、次の順に並べ、1部ごとにクリップ等でまとめて提出すること。
 - (ア) 業務受託実績書【様式第3号】
 - (イ) 業務体制表【様式第4号】
 - (ウ) 企画提案書【様式第5号】
 - (エ) 見積書【任意様式】

(5) 参加辞退

「参加申込書」の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、「参加辞退届」を次の方法で提出すること。なお、この場合、その他の事業において不利益を被ることはないものとする。

- ア 提出書類 参加辞退届【様式第9号】
- イ 提出方法 電子メール、持参又は郵送。電子メールまたは郵送の場合は、確認のため、送付後に「8 担当部署」に電話連絡すること。
持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。
- ウ 提出先 「8 担当部署」に提出のこと。

5 選定方法

(1) 審査方法

提出書類に基づいて、総合的に審査を実施する。

府内にMicrosoft Copilot活用セミナー業務委託受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、別紙「選考審査基準」に基づき総合的に審査を行い、採点合計により各提案者の順位を決め、第1位のものを第1受託候補者として選定する。また、次点を第2受託候補者として、併せて選定する。

なお、同点の場合は、選考委員会の委員長が、第1受託候補者、第2受託候補者を決定する。

ただし、総得点が1位であっても得点が著しく低い審査項目がある場合は、第1受託候補者に選定しないことがある。

(2) 審査基準

別紙「選考審査基準」のとおり

(3) 選考結果

選考結果については、企画提案書を提出した全ての提案者に対して、自己の結果のみを文書により、令和6年8月下旬に通知発送する。選考結果についての異議申し立ては、一

切受け付けない。

(4) 受託候補者との協議

第1受託候補者は、市と仕様及び価格等の細目について協議するものとする。この場合に、市は必要に応じて、第1受託候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができるものとする。ただし、第1受託候補者と協議が整わない場合は、第2受託候補者と協議を行うものとする。

また、参加申込者が1者の場合であっても、審査を実施、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を受託候補者として選考し、協議を行う。

(5) 受託候補者の公表

受託候補者を選定した場合、その結果を市ウェブサイトで公表するものとする。

6 契約

- (1) 受託候補者と協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約を締結する。
- (2) 契約書作成に要する経費は、受託者の負担とする。
- (3) 契約保証金は、宇部市財務規則（昭和44年4月1日規則第4号）第98条及び第99条の規定による。

7 応募にあたっての留意事項

- (1) プロポーザルに要する経費及び提出に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 企画提案書は1事業者につき1案とする。
- (4) 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。
- (5) 企画提案書など、本業務のプロポーザルに係る全ての提出物は返却しない。
- (6) 企画提案書等については、委託予定者の選定のために使用するものとし、公表しないが、情報公開請求があった場合、宇部市情報公開条例に基づき公開することがある。
- (7) 通信障害によって電子メール等の未着が生じた場合において、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ア 参加資格の要件を満たさなかった場合
 - イ 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
 - ウ 本要領及び仕様書の条件を満たさない場合
 - エ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - オ 見積金額が不明、あるいは積算根拠が不明確な場合
 - カ 選定の公平性を害する行為があった場合
 - キ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

8 担当部署

産業経済部 成長産業創出課 地域イノベーション推進係（担当 田中 工藤）
〒755-8601 宇部市常盤町一丁目 7 番 1 号
TEL 0836-34-8118
FAX 0836-22-6013
メールアドレス sss@city.ube.yamaguchi.jp

提出書類一覧

No.	書類名	提出部数	提出期限（提出方法）
1	・参加申込書【様式第1号】		
2	・事業者概要等整理表【様式第2号】 ・(パンフレット等)		
3	宇部市入札参加資格（物品・業務委託等）の登録がない場合 ・登記記載事項証明書（法人）（発行から3か月以内のもの、写し可） ・賃借対照表・損益計算書（直前期1事業年度分）の写し ・法人税並びに消費税及び地方消費税についての未納がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式「その3」又は「その3の3」、発行から3か月以内のもの：写し可） ・市税（宇部市）に滞納がないことの証明書（発行から3か月以内のもの：写し可、市内に営業所等がなく、市税の納税義務がない者については添付不要。）	1部	令和6年8月2日（金） 午後5時必着 (持参又は郵送)
4	複数の団体が共同して応募する場合 ・共同事業体構成書【様式第6号】 ・共同事業体連絡先一覧【様式第7号】 ※上記No2・3については、それぞれの団体について提出すること。		
5	業務受託実績書【様式第3号】 (受託業務の契約書の写し)	正本1部	令和6年8月9日（金）
6	業務体制表【様式第4号】	副本5部	午後5時必着
7	企画提案書【様式第5号】	(コピー)	(持参又は郵送)
8	見積書【任意様式】		
9	質問書【様式第8号】	1部	令和6年7月19日（金） 午後5時必着 (電子メール)

※上記書類のほか、別途添付書類が必要な場合もあるため、本要領を精読のこと。

<別紙>選考審査基準

審査項目	審査の視点	配点
I 業務遂行能力		30
(1) 類似業務実績	提案内容を実施するにあたって類似の実績やノウハウを有しているか。 ※件数だけでなく、業務の範囲、実績の内容、成果が本業務にふさわしいものかについても評価する。	10
(2) 業務理解度・取組意欲	業務内容・ターゲット・業務背景の理解度が高く、実施について意欲がみられるか。	5
(3) 実施体制	実施体制・管理責任者が明確化され、円滑な業務遂行が期待できるか。	5
(4) 業務工程等	適切な業務工程・役割分担及びスケジュールが具体的に提案され、それらが実施可能であるか。	10
II 企画提案内容		65
(1) 講座内容 (基礎知識)	身近な事例をもとに、基礎的な使い方や活用方法等に関する基礎知識が習得できる内容となっているか。	20
(2) 講座内容 (実務能力)	ビジネスシーンにおいて、定型業務の効率化や生産性の向上が見込める能力が習得でき、自社のビジネス変革に寄与するプロンプト構築方法等について、習得できる内容となっているか。	20
(3) 受講者募集	受講者が集まる効果的なプロモーションを期待できるか。	10
(4) 講師の選定	効果的な講座の遂行が期待できるものとなっているか。	10
(5) その他運営業務	受講者が受講しやすい環境を整えることを期待できるか。	5
III 價格		5
見積額	安価であり、内訳に無理はないか。	5
合 計		100